

第 8 回「水産分野におけるデータ利活用のための環境整備 に係る有識者協議会」

議事要旨

〔 日時：令和 3 年 12 月 3 日（金）13:00～15:00 〕
〔 場所：WEB 会議 〕

- まず、水産庁から、協議会のスケジュールとして、今回提示されたガイドライン（資料 8-2）をもとに次回協議会（12 月 20 日予定）で議論した後、1 月中旬頃に再度協議会を開催し、パブリックコメントに向けた最終案の確認を行いたい旨等の説明があった。
- 次に、「前回の振り返り」（資料 8-1 pp. 2-5）について、事務局から説明があった。

1. 「前回の振り返り」についての発言は以下の通り

- 議論された内容は全て含まれているが、可能であれば、「ガイドラインを使っていたくための工夫」に関して、ガイドライン内で、読者の必要に応じて「ここだけ読んでほしい」という点のガイダンスがあると、利用しやすいのではないか。
 - 協議会事業は令和 4 年度概算要求にも含まれているため、分かりやすくするための工夫が必要等のご意見については、来年度以降に反映し検討していく必要があると考えている。【事務局（水産庁）】
 - これまでの協議会でも、フローや FAQ 等の工夫の必要性について議論されてきた。ガイドラインの利活用の促進のために重要と考えているので、できるだけ今年度中に作業を進めつつ、次年度により強化していく形としていきたい。

- 続いて、「ガイドライン案のご説明」（資料 8-1 pp. 6-7 及び資料 8-2）について、事務局から説明があり、委員・オブザーバーによる質疑を行った。

2. 「ガイドライン案のご説明」についての発言は以下の通り

- 「基になる契約」に加えて、別紙を作成し同意を取得することができるという理解で良いか。【事務局（水産庁）】
 - 「契約書」に限らず、当事者の合意や意識が明確になるものがあれば、それらは全て含まれることになる。【事務局】
 - 当事者の意思が確認できる方法の中に、後述のタームの内容が含まれればよいということか。【事務局（水産庁）】

- 同意取得の方式や記載の粒度については、当事者間でトラブルにならない程度のものであれば十分である。【事務局】
- ガイドラインの冒頭に、目的や読み方に関するページを設けてはどうか。
 - 農業分野ガイドラインにも、表紙に続いて、ガイドラインの目的や使い方に関する簡単な説明があることで、読み進めやすくなっている印象である。
 - 使いやすくするための工夫の必要性は皆が感じているため、配慮していきたい。
- 漁業者や漁協がデータを提供するにあたり、場面ごとに注意すべき点が分かりやすくなるよう、逆引き等の工夫が必要ではないか。
 - ガイドラインの読むべき箇所や説明の意味が伝わるようにする必要がある。
- 「当事者の概要」の記載をガイドラインの冒頭に移動させてはどうか。
 - 原案では、資料 8-2 p. 20（表 6）で初めて漁業者の定義等が分かるが、これらは冒頭に記載されている方が分かりやすいのではないか。
 - ステークホルダーの紹介が最初にある方が分かりやすいとのご意見と理解した。参考に修正したい。
- データ提供者を守るという意図は明確でよい。
- ガイドライン作成で目指す世界は、マイナスをゼロにすることなのか、ゼロからプラスにすることなのか。
 - 原案では、デメリットの解消に意識が置かれている印象があるが、現在よりも良いものを目指すのであれば後者になる。データを使う方にも目指す方向性が見える書き方にすべきである。
- 「誰のためのガイドラインか」を分かりやすくする工夫が必要である。
 - これまでの意見にもあったように、目的に応じて読むべき箇所を示す等、ガイドラインの利用者が読む気になるような工夫が必要である。
- 既存の法律や他省庁等のガイドラインとの整合性や違いの紹介が必要である。
 - 例えば、平成 30 年不正競争防止法改正で創設された限定提供データの考え方にも触れながらでなければ、説明が難しいのではないか。
- 全体を通して、事例紹介と注意点だけではガイドラインとは言えないので、実際にどうすべきかの記載を、コラム等も活用して充実させるとよいのではないか。
 - 我々が目指すべき次世代の水産業に向けて、ガイドラインが貢献する形に持って行きたい。
- 原案には「〇〇データ」という言葉がたくさん出てくるが、全て同じものなのか、箇所によって異なるのかの区別がつかない部分がある。
 - 例えば、資料 8-2 p. 6 では、生産者等が提供するデータや漁業者・養殖業者等のデータ、同 p. 8 では、産地市場におけるデータや生産の場面におけるデータ、同 p. 9 では、水産に関するデータ、水産物に関するデータ、漁業者等に関するデータ、などとたくさん出てきている。これらの「データ」の言葉の使い方の定義があると

よい。

- 定義がないと曖昧で解釈が難しくなるため、ご意見を参考に修正したい。
- 関連する法律の体系と、水産の特殊性や類似性について、理論的なバックボーンとして整理をしておくといいのではないか。
 - 水産業は海という公共の場で行われる活動であるため、同様に公共の場で生産活動を行う産業（海運や運輸交通など）におけるデータや個人情報の取扱いなどを意識して、法的な裏付けを整理しておく必要性を感じた。協議会における検討が来年度も継続するのであれば、その中で検討してみてもよいかもしれない。
 - 水産業の特殊性がガイドラインの取りまとめの根拠になっているので、その点を分かりやすく入れ込みたい。次年度以降も改訂作業を進めていきたい。
 - 限定提供データについては原案でも所々言及しているので、どこかに説明を追加したい。【事務局】
 - 関係する法律については、農業分野ガイドラインにおいて図で整理しているので、引用・参照するなどの対応を検討したい。【事務局】
 - 意見は概ね共通しており、どのような構成で展開するかによって分かりやすさが変わってくる。必要な素材は揃っているので、それらを組み合わせていく作業が重要である。ご意見を参考に修正作業を進めていきたい。
- 資料 8-2 p. 38 について、令和 2 年の個人情報保護法改正により、仮名加工情報が創設されたが、水産業において、仮名加工情報のような形でデータを提供するプラクティスは起こり得るのか。本ガイドラインでも考慮すべきなのか。
 - 仮名加工情報は第三者提供が禁止されているため、共同利用の可能性はあっても外部の方と仮名加工情報をやり取りする可能性は少ないと想定し、特段記載していない。【事務局】
- 資料 8-2 p. 47 の提供データの非保証について、前提として、法令に基づいて提供するデータの正確性に関し、法令上、データ提供者が担保する必要があるのか。
 - 法令上の要件としてデータの正確性の保証が求められているのであれば、事務局の説明にあったようなカーブアウトが必要であるが、単に自分が持っているデータを出せばよいだけなのであれば、故意・重過失の場合のみカーブアウトを設ければよいことになる。法令上の建付けによって変わってくる。
 - 漁業者が取りまとめて報告しなければならないものを想定していたが、ご指摘の通り、故意重過失に虚偽を告げていなければよいレベルなのか、正確性を担保する必要があるのかについて、水産庁にも確認の上、適切な形になるよう対応したい。【事務局】
- 第三節は淡々と記載されているので、重要なところに下線を引く等の工夫があるとよい。
- 第四節のひな型について、「生産者側が締結する場合のひな型」とあるが、その他の場

合のひな型も今後追加する予定があるのか。

- 多様な主体を網羅するのは難しいので、中心となるデータ提供者主体に絞っている。ひな形がどの場面で適用されるのかを整理して示したい。【事務局】
- 法律に関してなどはほとんどの人が知らないので、個別具体的に契約を結ぶ際になって、このひな型を使うことが想定される。使う方からすると、フローチャートに基づいて「自分はこのケースだからこのひな形の案」ということが分かると、使いやすいのではないか。
- 今回のひな型で、一般的なデータ提供のケースの8~9割はカバーできていると考えている。【事務局】
- 現場では、一部のしっかりした漁協がひな型を使う場合もあると思うが、多くは県などの水産業普及指導員が使うだろうと想定される。原案では、水産業普及指導員が読み解いて対応するには難しい印象があるため、今後、より具体的なひな型ができるとよい。
- ご指摘の通り、普及員が生産者と仲介して契約を作っていく場面が多く想定されるため、ガイドラインを使いやすくする工夫とともに、普及活動や実用的に普及員などが使えるようにするための仕組みも必要になると考えている。
- 改正漁業法への対応等により、漁協への事務負担が増している中で、ガイドラインによって更なる負担に繋がるとなると、浜への混乱が懸念される。個人情報の取扱い等について、現状の漁協の対応状況も踏まえた書きぶりを調整すべき。改めて記載内容を確認の上、必要があれば意見を出したい。
- 資料8-2 p.53の表13「データ提供契約における確認項目」中「契約上の一般的事項」に関して、「反社会的勢力の排除」という項目を設け、反社会的勢力との関係等が判明した場合に、契約期間内であってもデータの提供をしなくてもよいという対応ができるとよい。通常の一般取引の契約にはそのような項目がある。
 - 解除条項に、反社会的勢力であることが判明した場合には契約を解除できる旨の条項が含まれている。【事務局】
 - 流通の現場においてたくさんの契約を締結している立場からのご意見として参考になる。
- 検討の上、次回協議会までに意見があれば提出したい。
- ソフトウェア利用の観点では、最近のソフトウェアは、メールアドレス登録により利用するものが多い。特に、漁業者が利用するようなソフトウェアでは、メールアドレスを登録してソフトウェアを利用し、何らかのデータを作ることが多い。
 - そうした方法が、データの管理方法や個人情報の範囲等において、どのように関係してくるかがまだ読み切れていないため、その点に注意して次回協議会までに質問を考えたい。
 - スマート化が進むとそのようなケースも出てくることを想定してガイドラインを

作っていかなければならない。

- 今年度前半のヒアリング結果を踏まえ、データの発生から、データの流れに沿って、どのような者が関係し、どのような場合にどのようなルールが必要かの具体例が分かりやすく示されるとよい。
 - 契約に関わる場合も、どのような者が契約に関わるのかの具体的な説明があると分かりやすい。詳細は確認の上、意見を出したい。
 - 水研には、ガイドラインを読み込んでいただき、調整に協力してほしい。
- 不正競争防止法の限定提供データと営業秘密の整理について質問をまとめたい。
 - 経済産業省ガイドライン作成時に、不正競争防止法について経済産業省担当課から話を聞いたことがあるので、補足をする。【事務局】
 - ◇ 限定提供データは、一般的には共同研究や学会など、複数の当事者間でデータを使うが、外に対してはオープンにしないという場面で用いられている。よって、今回はあまり書いていないが、共同研究の場面で適用される可能性がある。【事務局】
 - ◇ また、産地市場で行われる競りについても、公開ではあるが参加者が限定されているため、結果が見られないようにコントロールされているのであれば限定提供データと言えるかもしれない。そのような観点でご確認いただきたい。【事務局】
- 最後に、次回協議会までに実施するガイドライン案に対する委員・オブザーバーからの意見募集（資料 8-1 p.7）について、事務局から説明があった。